

# 外国特許トピックス

2017年11月  
特許業務法人志賀国際特許事務所  
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## 2015年-2016年のインド特許出願統計

インド特許庁より公表されています2015年から2016年の1年間におけるインド特許出願統計(最新版年報)に基づき、インド特許出願の概況について紹介いたします。

### 1. 出願件数

2015年-2016年の1年間におけるインド特許出願総件数は、46,904件(前年比9.7%増)でした。内訳は、内国人出願が13,066件(前年比8.2%増)、外国人出願が33,838件(前年比10.3%増)でした。

外国人出願のルート別内訳は、第1国出願が1,915件(前年比31.1%増)、パリルートが3,675件(前年比15.8%増)、PCTルートが28,248件(前年比8.4%増)でした。

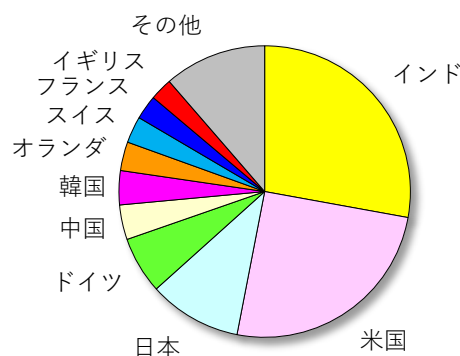
	2011-2012	2012-2013	2013-2014	2014-2015	2015-2016	前年比	
内国人	8,921	9,911	10,941	12,071	13,066	+8.2%	
外国人	第1国出願	1,031	1,144	1,228	1,461	1,915	+31.1%
	パリルート	4,280	4,184	3,704	3,174	3,675	+15.8%
	PCTルート	28,965	28,435	27,078	26,057	28,248	+8.4%
	合計	34,276	33,763	32,010	30,692	33,838	+10.3%
総合計	43,197	43,674	42,951	42,763	46,904	+9.7%	

上記は2011年から5年間の出願件数です。ピンク色部分は前年比がプラスであるのに対し、水色部分は前年比がマイナスとなっています。①内国人出願と外国人第1国出願は増加傾向にあるのに対して、②2012年から2014年までは外国人のパリまたはPCTルートによる出願が減少傾向にありました。

①については、インド国内の経済力が向上し、インドが外国企業の活動拠点の一つとなっている表れと言えます。②については、ある現地代理人から、インドにおけるアンチパテント傾向に対して外国企業がインドでの特許権取得に消極的になったとコメントがありましたが、続けて、このアンチパテント傾向は緩和されつつある、すなわち、強制実施権やインド特許法8条(対応出願国の審査経過報告)などの厳格な運用が緩和に向かっており、その結果が2015年出願件数の全面的増加傾向として表れ、2016年-2017年においても同様の傾向が予想されるとしています。

### 2. 上位出願国(10ヶ国)

順位	国名	2015年	前年比(%)	全体占有率
1	インド	13,066	+8.2%	27.9%
2	米国	11,815	+21.8%	25.2%
3	日本	4,835	-10.9%	10.3%
4	ドイツ	2,965	-4.0%	6.3%
5	中国	1,808	+87.2%	3.9%
6	韓国	1,774	+85.4%	3.8%
7	オランダ	1,498	+13.2%	3.2%
8	スイス	1,385	-10.6%	3.0%
9	フランス	1,263	-14.0%	2.7%
10	イギリス	1,165	+10.0%	2.5%
-	その他	5,330	+3.4%	11.4%
	合計	46,904	+9.7%	100.0%



自国インドが1位で、ここ2~3年先頭を走っています。内国人出願が年々増加しており、全体占有率も20%から30%に届く勢いで伸びています。この増加傾向について、国内企業や大学による出願件数の増加はもちろん、研究機関(特に政府系研究機関)が特許出願を行い始めたことが目立っているようです。

外国人出願においては、2位の米国が存在感を示しています。1位の座をインドに明け渡したものの、全体占有率はインドと僅差で未だに他国を大きく引き離しています。特に、米国のインド第1国出願は外国人によるインド第1国出願1,915件に対してほぼ半分の951件で、米国企業がインドを活動拠点の一つとして重視していることがうかがえます。一方で、欧州勢は減少傾向にあるようです。これに対しては、欧州の製薬会社の特許権(がん治療薬)に対する強制実施権を認める決定があったことの影響があると推測する現地代理人もいます。

インドにおいて経済力がアップし内国人の特許権が増加することが、インド国内の知的財産保護が主に(特許権数の多い)外国人のためのものだけではなく、自国民の特許のためのものにもなり、ひいてはアンチパテント緩和とこれに乗じた外国人出願件数増加につながるものと思われます。以上